

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

1 日時

平成29年10月24日（火）午後2時25分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

3 参列員

長谷川恭弘（名古屋地方裁判所岡崎支部長）

4 出席者

司会者 鵜飼祐充（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部総括裁判官）

裁判官 野村充（同裁判所同支部刑事部裁判官）

検察官 西川和志（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

検察官 杉野雄一（同検察庁同支部検事）

弁護士 浅井悠一朗（愛知県弁護士会西三河支部）

弁護士 西村和晃（同弁護士会東三河支部）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番 4人

5 議事内容

○名古屋地方裁判所岡崎支部長のあいさつ

（長谷川支部長）

本日は大変お忙しい中，当支部の意見交換会に御参加いただき，誠にありがとうございます。平成21年に裁判員制度が始まりまして，今年の5月で丸8年が経過いたしました。ここ岡崎支部は豊橋支部の区域も含めた人口約230万人の三河地域全域を管轄しております。そして，裁判員裁判を実施する支部として，開始当初から指定されております。都道府県人口と比較いたしますと，230万人という管轄区域の人口は，京都府と仙台があります

宮城県の中に位置するという、非常に大規模な地域を抱えた支部ということになり、これまでに多くの方々に裁判員または補充裁判員として御参加いただいております。この意見交換会は、実際の裁判員裁判の中で皆様がお感じになられたこと、そこでお持ちになったお考えをお聞かせいただくために年一度開いておりまして、今回で5回目ということになります。検察官や弁護人の活動、あるいは、裁判所の評議の進め方について、皆様の率直な御意見や御感想をいただければと思っております。そして、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただくとともに、本日は報道関係の方々も傍聴しておられますので、皆様の生の声を知っていただいて、役立てていただきますとともに、将来裁判員になられる方々の不安の解消や、裁判員候補者となられた方々の参加への後押しとなっていただければと思っております。限られた時間ではございますけれども、皆様には、御意見を率直に発言していただいて、裁判員裁判をよりよいものに磨き上げるのに役立てられればと思っております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○出席者の自己紹介

(司会)

この意見交換会は、裁判員を経験されて感じられたことや、裁判の中でもう少し工夫や改善をしてもらいたかったこと、あるいは逆にここが良かった、分かりやすかったという点について、皆様から意見を出していただき、皆様が参加しやすく、より分かりやすい裁判員裁判を実現するための参考にさせていただきたいと思っております。まずは、全体的な感想について伺いたいと思っております。1番の方の事件は、現住建造物等放火の事案でした。資料を見ますと、被告人が放火した事実を争った、いわゆる否認事件ということですので、大きな争点としては、被告人と犯人との同一性が問題になったと思っております。

(1番)

裁判がかなり前のことで、ちょっと抜けているところもあるかと思っております。

自分が裁判員に選ばれた時には、まず裁判員とは何ぞやというところから始まりました。選任期日に裁判所に来た人全員が裁判員になると思っていたところ、抽選がありましたので、ちょっとびっくりしました。まさか自分が裁判員に当たるとは思っていなかったもので、尚更です。被告人はやっていないと述べ、物証もないといった中で、どうやって裁判を進めていくのかなと思いましたが、裁判長や裁判官の方からいろんな御指導をいただき、専門用語ではなく、かみ砕いた易しい言い方で理解できるように説明していただきまして、少しずつ理解できるようになったと思います。被告人が述べたこと、あるいは、目撃者が述べたことをすり合わせていくうちに、やっと分かるようになりました。やはり、皆さんの協力のお陰で何とか無事終えられたというのが私の率直な感想です。

(司会)

続いて2番の方の事案は、強制わいせつ致傷等の事案でした。犯行内容については特に争いがなく、専ら量刑が問題になる事案で、審理と評議に要した日数は4日間でした。

(2番)

個人的にはすごく裁判員に興味がありましたので、どちらかという当たって欲しいなというのが自分の希望でした。思いどおり裁判員に当たり、4日間、裁判員を務めました。事案の中身はそんなに難しいことではありませんでした。量刑に関しては意見に差があり、市民感情という部分ではあまり歩み寄れていなかったかなという感想を持っております。

(司会)

続いて3番の方の事案は、殺人及び死体遺棄の事案でした。犯行内容等に特に争いはありませんでしたので、やはり量刑が問題になる事案でした。審理と評議に要した日数は5日間でした。

(3番)

最初は、何もしてないのになぜ最高裁判所から封筒が来るのかなと思いました。金曜日に裁判員に選ばれ、土日を挟んで月曜日から裁判で、仕事の段取りがなかなかできなかつたので、もう少し日を空けていただくとありがたいと思いました。ただ、こういう経験はなかなかできないものですから、参加させてもらいました。実際に裁判に関わって刑を決めることが大変だということがよく分かりました。終わって帰ってから、寝られなかったこともありますし、守秘義務との関係でどこまで話してよいのか気になっていました。

(司会)

4番の方の事案は、現住建造物等放火の事案です。この事件も犯行内容に争いはなく、精神科医が証人として出廷し、いろいろ説明をされていますが、やはり量刑が問題となる事案でした。審理と評議に要した日数は5日間でした。

(4番)

前の年に最高裁判所と書いてある封筒が来て、何か悪いことをしたかなとまず思いました。家族からもすごく心配されましたが、中を見て安心しました。候補者名簿に載りましたが、何もしなくていいですよということでしたので、ほとんど忘れていたところ、選任手続に呼ばれました。裁判員に当たった場合には、仕事を一週間休まなければならないので、職場に相談しました。私は公務員ですので、職場の方からも是非やってくださいということで、気持ちよく送り出していただき、安心して出ることができました。公務職場ということで、私の職場の方も何かの事件で証人として出廷することがあるかもしれないと裁判の見方が変わり、いい勉強ができたと思います。

(司会)

まず11月くらいに、最高裁判所から来年1年間裁判員に選任される可能性がありますよという通知が届き、その後、しばらくしてから具体的な事件について候補者として裁判所にお越しいただきました。選任手続期日ではオリ

エンタージョン等がありまして、個別に意見を聞かれた方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう中で戸惑いがあったとか、候補者として裁判所にお越しいただくのに日程的な調整が大変であったとか、その時点での感想があればお聞かせください。

(3番)

私は自営で、金曜日に裁判員に選ばれたのですが、土日は取引先がほとんど休みですので、段取り良く注文等ができず困りました。遠方から裁判所に来ていたこともあり、仕事のことで連絡が取りにくいこともありました。

(司会)

候補者になる可能性がありますよという通知を受けられて、裁判員をやってみたいという方は少ないのですが、2番の方から先ほど関心があってやってみたかったというお話がありました。他の方は通知を受けた時点ではどのようなお気持ちだったのか、興味関心があったのか、それとも嫌だなと思ったのか、その点についてお聞かせ願います。

(3番)

私の周りの人は皆さん出たい、出たいと言っていて、ものすごく興味を持っておられます。既に裁判員候補者として裁判所に来た人もいと聞いています。裁判員は嫌という人はそれほどおらず、裁判員をやってみたいけど時間がないという人が多いです。

(4番)

裁判員制度が始まった頃は、さほど関心はありませんでしたが、いろいろな事件で裁判員裁判が行われ、市民的な目線で意見が言え、それが反映されていくのを見聞きした時に、実際に見てみたいなと思うようになりました。職場でも通知が来れば行ってみたいという方が多くて、時間が合えば行きたい方が私の周りには結構います。

(1番)

私の場合は裁判員裁判のシステムを理解していなくて、選任期日の日は裁判所に行くので休ませてくださいと職場に伝えましたが、選任手続期日のお知らせに書いてある日は全て裁判所に来ないといけないことを裁判員に選ばれてから知り、慌てて職場に戻り、その期間全部休ませてくださいと伝えました。私の周りには裁判員を経験された人はいないので、私が裁判員をしたという話を聞いた人からいろいろ聞かれるようになりました。50代くらいの方はものすごく興味があって、是非自分も参加したいという意見が多いです。

(司会)

今日は熱意のある方が多くて非常に嬉しいのですが、先ほどもお話がありました。どの程度間隔を空ければ仕事の調整がしやすいのか、例えば週のうち何日くらいは空けてほしいとか、あるいは期間を短くするために月曜日から金曜日までフルでやったほうがいいとかいろいろ御意見があるかと思えますので、お聞かせ願います。

(1番)

私の場合はパートですので、他の人のシフトとの調整もありますので、最低二、三日以上は空けていただけると、いろいろ調整もしやすいのかなと思います。

(2番)

私の場合は会社でフレックス制度を使えますので、時間的には融通が利きますし、裁判員の特別休暇という制度もありまして裁判員に選ばれたらそれを利用できます。仕事の方も一人でやっているということではなくて、組織でやっておりますので、特に困ったということはありません。

(4番)

交代勤務がある職種だと難しいところはありますが、私の場合は事務職なので休みやすかったです。選任手続期日のお知らせに、日程が載っていまし

たので、選ばれた場合にはここも休みますということで、お知らせが届いてからすぐに調整しておきました。特別休暇がありますので、休暇が取りやすかったというの也有ります。また、勤務先では夜に会議が行われるので、審理が終わった後に会議に出ることで、何とか業務のほうには穴を開けずに済みました。私の場合は木曜日に裁判員に選ばれ、翌週の月曜日から裁判が始まるということで、金曜日に業務の調整をしておきました。その後4日間で裁判が終わりましたので、途中で日が空いて期間が延びるほうが休みづらいものですから、一気に4日間ということでよかったです。

○法廷での審理について

(司会)

本日は、検察官、弁護人も参加されていますが、法廷での審理が皆様にとって十分に分かりやすいものであったのかどうか、分かりにくい点があれば、それはどんな点であったか、こういう工夫をしてもらえばいいのではないかとという点があれば、お話しただければと思います。4番の方の事件は精神科医が証人として証言されて、証拠調べの中でいろいろな専門用語も出てきたのではないかと思いますので、その点も含めて、難しいと感じた点があったのかどうかお話しただければと思います。

(裁判官)

4番の方にお伺いしますが、今精神科医という話が出ましたけれども、専門家の方のお話を聞くということについて、言葉遣いが分かりづらいつか、あるいは自分が気後れしてしまうといった不安であるとか、話を聞く前にありましたでしょうか。

(4番)

精神科の先生ということで、確かに話の中で専門用語が出てきたのですが、不安ということはありません、私たちからの質問で、この言葉はどういう意味ですかといった質問でもちゃんと答えていただいたものですから、分かり

やすく、特に困ることはなかったです。

(裁判官)

精神科医ということで、例えば外科のお医者さんとは異なり、目で見えない部分が問題になっていました。専門用語について、まずはプレゼンテーション方式で、一問一答で答えていくわけではなくて、講義のような形式で尋問がなされましたが、どのように感じられましたか。

(4番)

専門知識のない一般の私たちからすると、そういう話をしてもらった後で、弁護人や検察官からの質問に答えていただけて、とても分かりやすかったと思います。

(裁判官)

この事件では、法廷で絵や図のようなものを示してもらったと思いますが、いろいろな病気の話を一つにまとめたようなペーパーが出てきて、視覚的に分かりやすい図を活用する場合と、ひたすら言葉だけで説明する場合とを比較して、どうでしたでしょうか。

(4番)

目に見える方が分かりやすいということもありますし、あと、見せていただいたプレゼンテーションの資料を私たちの手元にもいただいたものですから、それを見ながら、この場合にはこの症状ですよというような話をしていたので、私たちも目で確認しながら見ていけたということで良かったです。

(裁判官)

3枚、4枚とたくさんの量が出てくるよりも、1枚で簡潔にまとまっている方がありがたいという印象ですか。

(4番)

そうですね。

(司会)

裁判全体について、分かりやすいという印象だったのか、それともやはり専門家の言うことは難しいなという印象をお持ちになられたのかについて、他の方もお聞かせ願えればと思います。

(1 番)

私の場合ですけれども、被告人が全面否認していましたので、弁護人が言うことも検察官の言うことも分かるのですが、どこをどう繋げていけばいいのか悩みました。

(司会)

2 番， 3 番の方は，全体としては分かりやすかったということによろしいですか。

(2 番， 3 番)

はい。

(司会)

そうすると、全体として分かりやすかったということで、審理の最初、被告人による罪状認否の後、検察官、弁護人それぞれから、自分はこの証拠によって、事件のこの部分を証明していきますよという言い分、法律的には冒頭陳述というのですが、その際の説明や資料の内容は、導入として分かりやすいものでしたか、それともどこがポイントなのか少し把握しにくかったですか。資料の見やすさや理解のしやすさ、あるいは検察官、弁護人の説明の仕方、いろいろあると思いますが、それぞれの事件で何かお感じになられたところがあればお聞かせ願います。例えば、1 番の方の事件では、検察官の冒頭陳述メモがかなり詳細で、A 3 判 1 枚にびっしりと図や文章が書かれています。それを御覧になりながら、説明を聞いていてどうでしたか。これだけの分量を一気に見て、どこがポイントなのかすぐ頭に入ってきましたか。

(1 番)

検察官の冒頭陳述で、手元にあるメモに書いていないことが出てきたりすることがありまして、もう聞いているうちに何が何だか分からなくなって、とりあえず追える部分だけ追っていくように努めました。

(司会)

弁護人の冒頭陳述メモはA4判1枚で、この裁判で注目してほしい点が一番上に書かれていて、無罪が推定されるという項目が五つ簡潔に書かれているのに対して、検察官の冒頭陳述メモは、時系列が左に書いてあり、右側には、事実関係が網羅的に書いてあります。法廷で聞いているときに、これだけの情報量というのは理解できたか、それとも頭に入れるのが難しかったのか、この点について御記憶、御感想がありましたらお願いします。

(1 番)

検察官の冒頭陳述では、事件当日の一、二週間前にもボヤが発生したという説明があり、その部分も含めてメモに書いてありましたので、実際に評価する段階では本件事件と一緒にしてはいけないというのは分かっていたのですが、こういう経緯がありましたということを説明していただいたと思います。

(司会)

この事件の少し前にもボヤ騒ぎがあって、それを被告人が見ていたという情報が盛り込まれているようですが、評議の中では、この点について内容はともかくとして予断にならないよう、何らかの注意はありましたか。

(1 番)

ボヤ騒ぎのときの被告人の様子については、冒頭陳述で出ただけで、それ以後、一度も出ることはなかったです。

(司会)

冒頭陳述は証拠ではなく、あくまでも検察官や弁護人の見立てであり、そこで出た事実がそのまま証拠となるわけではないので、明確に区別して聞いて

いてくださいといった説明が裁判官からあったと思いますが、1番の方の事件では、検察官の冒頭陳述メモに、被告人以外に犯人がいるとは考えられないという主張がかなり詳細に書かれていますが、後の証拠調べにおいて先入観を持つことはなかったですか。

(1番)

そういう主張があるんだなと思っただけで、それを頭に留めてどうこうというのはなかったです。後の証拠調べで、写真等を見ながら、なるほど、じゃあこの点は合っていると一個ずつ理解していきました。だから、冒頭陳述を聞いた時点で先入観を持つことはなかったです。

(司会)

次に、証拠書類の説明、それから証人尋問あるいは被告人質問というのが、どの事件でもあったかと思いますが、証拠書類の説明の分量であるとか、読むスピードであるとか、声の出し方であるとか、あるいは証人尋問や被告人質問における検察官、弁護人の質問の意図がつかみやすかったかどうか等について、何か御意見、御感想があれば、どの方でも結構ですのでお話しいただきたいと思います。

(1番)

証人尋問で、被害者の方がちょっと早口で、声が小さく、こもっていたような感じで、聞き取りにくいことがありました。

(司会)

そういうときは、裁判官なり、尋問している検察官なり弁護人が気に留めて、もう少しゆっくり話してくださいと言った方がよかったですか。

(1番)

それほど長い時間の尋問ではなかったのですが、聞き取れなかった部分は、裁判長に申し出て、自分から再度質問をさせていただき、理解しながらやってきました。

(裁判官)

3番の方にお尋ねしますが、この事件での、当事者の説明の形式面や内容について、気になった点など何か御記憶はありますか。

(3番)

動作などの再現写真を見ながら、言葉で説明してもらったのですが、イメージがつかみづらかったです。

(司会)

法廷ではいろいろな証拠を取り調べたと思いますが、皆様から見て証拠の分量であるとか、出頭した証人等は、判断するのに十分であったのか、例えばもう少し証人を増やして欲しかったであるとか、証拠がもう少し欲しかった、あるいは逆にもう少し絞ってもいいのではないか等について、お話しいただきたいと思います。

(1番)

私の担当した事件では、物証がなかったので、証言のみで判断することが本当に難しいなと思いました。

(司会)

4番の方の事件では、消防隊員の方や被告人の配偶者が証人として出られています、実際に法廷に出てきていただいてお話しいただくというのは、事件を理解する上で分かりやすいですか。

(4番)

消防隊員の方の証言ということで、火の出方であるとか、火災の規模であるとかの説明がとても分かりやすくて、よかったです。被告人の配偶者の尋問については、高齢で耳が少し遠く、質問に対してすぐに答えられないことが時々あったのですが、尋問する方の語り掛けがうまければ、もう少し早く答えが出たのではないかと思います。それと、私に関わった事件では、家族関係が背景にありましたので、配偶者だけでなく息子さんの話も聞きたかつ

たです。

(裁判官)

2番の方の事件では、尋問の際に、尋問事項とメモ用の余白がある紙をお渡しして尋問を行いました。そのような補助的なツールはあった方がいいですか。

(2番)

そういうものがあった方がいいと思います。

○評議について

(司会)

どの事件も評議の時間を十分に取った日程が組まれています。1番の方の事件では犯人性について争われましたが、予備日も含めて3日ほど、犯人性についてあるいは量刑について議論されたかと思います。2番の方以下の事件でも2日で判決までいきましたが、評議にかかる時間はもっとあった方がいいのか、適切であったのか、意見が言いやすい雰囲気であったか、全体的な感想をお聞かせください。

(1番)

私の事件に関しては時間は十分あったし、話し合いも十分できました。

(司会)

3番の方、4番の方の事件では量刑が問題になったと思うのですが、実質的には丸2日、評議に時間を取ってありましたが、時間の掛け方はいかがでしたか。

(3番)

みんなで、評議の時間以外の時間でも議論していました。みんなの意見がまちまちでしたが、裁判官がまとめてくれました。

(裁判官)

評議の司会は私がしていましたが、議論のテーマを明確に設定して、共有

した上で議論していけばもっと分かりやすかったかなと反省しています。

(司会)

評議では、最初に起訴された事実が確認できるかという点について評議をしていただいて、その後、具体的な量刑について議論していくわけですが、このような流れは把握しやすかったですか。それとも、今、何を議論しているのか分かりにくかったということはありませんか。この時間帯ではこの点について議論したいと思いますといった説明や、次にこういう作業をしますといった説明があったか、それとも説明がなくても大丈夫であったのか、御記憶があればお聞かせください。

(2番)

説明してもらったと思います。時間が足りなかったということもなかったです。

(司会)

量刑が問題となった3番、4番の方は、評議の進め方自体について何かございますか。

(3番)

黒板に絵や字を書いて進めてもらい、よく分かりました。

(4番)

わりと早く、判決まで決まりましたが、評議の時間が短いとは思わなかったです。みんなで意見を出しきったのではないかと思います。

判決について実刑にするのか、執行猶予にするのかについていろいろ意見が出ましたが、みんなの意見をグラフに書くことで、自分の意見がどの辺りか目に見えて分かりやすかったので、意見もまとまりやすかったのかなと思います。

(司会)

量刑は、被告人の人柄や家族関係、生い立ちなどから決めていくわけでは

なくて、事件が社会的に見てどれくらいの悪質さがあるか、行為態様や結果だけではなくて、なぜ被告人がこういうことをやる道を選んだのかということがどの程度悪質かが問題であり、刑を決める上ではこういう点を皆様で議論して評価して決めましょうということを裁判官が説明していると思います。検察官、弁護人も、論告や弁論で、証拠調べの集大成として、この点が刑を決めるポイント、要素であるという意見を述べますが、論告あるいは弁論を、評議の中で活用することはできましたか。刑を決めるときにどういうことを考えながらやられたのか、お聞かせください。

(1番)

最初から意見が一致したわけではありませんでしたが、全員で1項目ずつ検討していくうちに、このぐらいが適正ではないかとの結論に至って決めました。

(司会)

他の方は、刑を決める基本的な考えというのは裁判官から説明がありましたか。

(裁判官)

2番、3番、4番の方の事件では、基本的な視点、あるいはどのように議論を進めるかといった点を説明させていただいて、議論していったと思うので、それを前提に御意見をいただければと思います。説明を受けたけれども内容が分かりづらかったとか、今、何をやっているのか分かりにくかったといったことはありましたか。

(4番)

これまでの裁判例で、同じような事件を起こした場合にはこのくらいの量刑でしたというのをたくさん見せていただいて、今回の場合にはどの辺だろうというのをみんなで話し合い、どんどん狭めていき、執行猶予かどうかという話の中では、論告メモや弁論メモも見ながら、それぞれの意見も検討し

ながら話し合いができたので、このような資料があつてよかつたと思います。

(司会)

今お話があつた、過去の裁判例を見てというところですが、こういう事件についてはこれまでにどのような刑が科されてきたかという傾向を把握していただいて、ものさしとして考えていただくために参考で御提示していますが、そのような参考例を見るということは特に抵抗はありませんでしたか。枠組作りをされたようで、市民感覚の反映とは違うのではないかという御意見も以前にあつたのですが、過去の裁判例を参考にしながら議論することに特に支障はなかつたかどうか、お話しいただければと思います。

(1 番)

私が裁判員裁判を経験した時は、それでよかつたと思いました。

(司会)

他の方もそういう資料を参考にすること自体については抵抗はなかつたということのようですね。続いて、裁判員をしている最中、あるいは裁判員を終えられても守秘義務というものが課されております。この守秘義務について、裁判官から皆様へ、きちんと御理解いただけるような説明がありましたか。

(1 番)

守秘義務につきましては、最初から最後まで、しっかりと説明がありました。裁判員を終えた際も、こことこの部分は生涯の守秘義務ということでお話がありました。

(司会)

他の方も、きちんと理解できるまで説明があつたという御記憶でよろしいでしょうか。

(2 番ないし 4 番)

はい。

(司会)

守秘義務を課せられることについて、負担感はありますか。率直な御感想を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(3番)

家族と話しているときに思わず出してしまうこともあり、危ないと思うことがあります。

(4番)

裁判員をやる前は、事件に関して何も言ってはいけないと思っていましたが、裁判中は、今日のこの内容は公表しているから話をしてもらってもいいですよという説明が毎日ありましたので、気が軽くなりました。裁判を終えてからは、職場の同僚や友人から「裁判のことを聞いてはいけないんだよね」と言われるので、「いや、ここの部分はもう新聞に載っているからいいよ」ということで話しますけど、やっぱり最初のハードルとして、守秘義務というのがみんなの中にあるのかなと思いました。

(司会)

裁判員になったこと自体、誰にも告げてはいけないのではないかというようなことで相談されたりすることもあるのですが、そんなことは決してないわけで、職場とか家族の方に、裁判員になりましたと言っていただいているのですが、やはり裁判員を経験していらっしゃる方の御理解や御認識からすると、裁判所がもう少し説明した方がよいのでしょうか。周りの方の反応はどうでしょうか。

(1番)

私自身もそうだったのですが、裁判所で説明を聞くまでは、裁判員裁判の候補者に挙がったことすら告げちゃいけないと、周りにも親兄弟にも告げてはいけないとずっと認識していました。守秘義務についての説明文書のようなものを流すと、参加する人も参加しやすいのではないかと思います。

(司会)

最後になりますが、判決宣告を終えて思われたことでも結構ですし、裁判員の任務を終えての感想でも、あるいは、その後裁判や裁判報道に接して、何か事件の見方とか判断そのものに関する見方が変わったであるとか、どんなことでも結構ですので、この機会にお話しただければと思います。

(1番)

新聞で裁判員裁判の記事を読むたびに、刑がこれでいいのかなと思ったりもします。

(2番)

貴重な機会に参加できて非常に良かったと思っています。人それぞれ見方も違えば、感覚も違うので、それをまとめるためにいろいろ議論しましたが、最後はまとまって良かったと思っています。

(3番)

裁判員を終えて1年くらいは周囲に話すのを止めていましたが、1年も過ぎたのでいいかと思って、最近、ちょっとしたときに会社の人などに、裁判員に協力してもらえよう声を掛けさせてもらっています。

(4番)

裁判員を務めて、裁判というのが1個1個の事実を基にみんなで話をしていくことを知りましたし、一つの事実に対しても、10人いれば10人考え方が違うというのがとても勉強になりました。裁判を終えた後、裁判員裁判のニュースを見て、映っていた裁判官は私の時にもいたよ、といった話を家でもしましたし、裁判そのものを少し身近に感じるようになりました。

(司会)

ありがとうございます。裁判員を経験された皆様には、裁判員裁判のサポーターとして是非御協力いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(裁判官)

本日はありがとうございました。裁判員裁判は日々アップデートが必要ですので、貴重な御意見を賜りまして、最新の裁判員裁判ができるように努力していきたいと思えます。

(司会)

まだまだ話し足りないことがあるかもしれませんが、以上で意見交換会終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以 上